## 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例　申請・届出の流れ

事業内容の確認

面積要件・例外規定等の確認

→ 適用除外

ただし、条例第７条第５号・規則第６条第１項第４号同条第２項に基づき、住宅の用に供する土地開発に係る埋立て等については、あらかじめ小規模特定事業に関する届出書（様式第１号の２）の提出

**（A）小規模特定事業許可申請書（様式第２号）の提出**

**許可**　許可決定通知

**（B）土砂等搬入届出書（様式第６号）の提出**

土砂等搬入開始の１０日前までに提出

**土砂等搬入開始**

面積・施工計画等の変更

（C）小規模特定事業変更許可申請書（様式第４号）の提出

変更許可　変更許可決定通知

届出者の住所・氏名等の変更

（D）小規模特定事業軽微変更届出書（様式第５号）の提出

地位の承継

（E）小規模特定事業地位承継届出書（様式第１４号）の提出

**定期報告**

３ヶ月ごとに（F）小規模特定事業施行状況報告書（様式第１７号）の提出

**土壌検査**

・「土砂等搬入開始した日」から６ヶ月経過

・「前回の検査基準日」から６ヶ月経過

・「搬入した土砂等の数量が5,000㎥を超える日」

いずれか早い日に（G）小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第１８号）の提出

廃止又は休止

（H）小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第１２号）の提出

**完了**

**（I）小規模特定事業完了届出書（様式第１１号）の提出**　完了確認結果通知

標識（様式第15号）の掲示